

郡山市地域おこし協力隊実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市地域おこし協力隊（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総事務次官通知。以下「要綱」という。）で定める地域おこし協力隊の取組をいう。以下「協力隊」という。）を実施するに当たり、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を任用することに関し、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年郡山市条例第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(隊員の活動)

第2条 隊員は、次に掲げる活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域産業の振興に関する活動
- (2) 地域資源の活用に関する活動
- (3) 地域の情報発信に関する活動
- (4) 地域行事等の地域コミュニティに関する活動
- (5) 本市への移住・定住の促進に関する活動
- (6) その他市長が地域の活性化として必要と認める活動

(任用)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者を公募し、これに応募した者のうちから、市長が任命する。

- (1) 要綱第3（1）④の規定に該当する者
- (2) 活動に熱意と意欲を持って積極的に取り組む者

(任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、一会計年度内とする。ただし、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行う場合がある。

(退職)

第5条 隊員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに市長に文書で申し出て、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

(解任)

第6条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (2) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(4) 職務遂行に必要な能力に乏しく、活動に堪えないと認められるとき。

(勤務日及び勤務時間の変更)

第7条 所属長が、特に必要と認める場合は、隊員に対しその勤務日及び勤務時間の変更を指示することができる。

(報酬等)

第8条 隊員の報酬、手当及び費用弁償については、条例、規則の規定による。

(住居)

第9条 隊員の住居については、市が借り上げ、家賃は市が負担する。

(活動報告)

第10条 隊員は、毎月活動実績報告書により前月の活動の実績を所属長に報告しなければならない。

2 活動実績報告書の様式、提出時期及び提出方法は、所属長が別に定める。

(守秘義務)

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(市の役割)

第12条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 隊員の活動体制の整備及び支援

(2) 隊員の活動の総合調整

(3) 前2号に掲げるもののほか、隊員の活動に必要な事項

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。